

## 施設整備補助金により社会福祉施設等に整備した非常用設備等の耐震性の確保の状況について(厚生労働大臣宛て)

支整備した非常用設備等について地震の際に有効に機能しないおそれがある補助対象事業費に係る 国庫補助金等交付額	(背景金額) 3億8426万円
---	-----------------

### 1 施設整備補助金の概要等

厚生労働省は、災害時に医療的配慮や日常生活上の支援が必要な入所者等の安全を確保するため、これらの要配慮者の入所する高齢者関係施設、障害児者関係施設等の社会福祉施設等(以下「事業所」)の非常用自家発電設備及び受水槽等の給水設備(これらを「非常用設備等」)の整備を推進することとし、平成30年度第2次補正予算から、非常用自家発電設備の整備に係る事業を、令和元年度補正予算から、給水設備の整備に係る事業をそれぞれ実施している。そして、同省は、社会福祉法人等(以下「事業主体」)が行う高齢者関係施設への非常用設備等の整備に対し都道府県又は市町村(特別区を含む。)が補助する事業等に、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を交付している。また、社会福祉法人等が行う障害児者関係施設への非常用設備等の整備に対し都道府県又は政令指定都市若しくは中核市が補助する事業に、社会福祉施設等施設整備費補助金を交付している(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び社会福祉施設等施設整備費補助金を「施設整備補助金」、社会福祉法人等が行う非常用設備等の整備に対し都道府県又は市町村が補助する事業に施設整備補助金を交付する場合の都道府県又は市町村を「都道府県等」)。

同省によれば、施設整備補助金により整備する非常用設備等の目的は、地震等の災害による停電・断水時にも、社会福祉施設等の機能を維持し、医療的配慮や日常生活上の支援が必要な入所者等の安全を確保するためのものであることから、整備する非常用設備等について耐震性の確保等に係る必要な措置がなされていることを前提に、都道府県等は施設整備補助金を交付するなどとしている。一方、施設整備補助金の交付要綱等においては、事業主体が施設整備補助金により整備する非常用設備等について耐震性を確保する必要性等は示されていない。

### 2 本院の検査結果

平成30年度から令和2年度までの間に、同省又は16都道府県及び79市区町から、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付を受けて非常用設備等を整備した204事業主体の282事業所(補助対象事業費計31億1214万円、国庫補助金等交付額計19億3811万円)及び社会福祉施設等施設整備費補助金の交付を受けて非常用設備等を整備した60事業主体の72事業所(補助対象事業費計21億2691万円、国庫補助金等交付額計10億0760万円)計260事業主体の354事業所(補助対象事業費計52億3906万円、国庫補助金等交付額計29億4571万円)を対象として検査を実施した。

同省は、非常用設備等の耐震性の確保等に係る必要な措置がなされていることを前提に都道府県等が施設整備補助金を交付しているなどとして、地方厚生(支)局において耐震性が確保されているか確認することとはしていなかった。

一方、検査した16都道府県及び80市区町村(同省から直接交付を受けた1村を含む。)において、事業主体が整備する非常用設備等について耐震性が確保されていることを確認しているかみたところ、15都道府県及び69市区町においては、耐震性の確保について、事業主体が適切に措置していると考えていることなどの理由から、耐震性が確保されているか確認していなかった。

そこで、上記の15都道府県及び69市区町から施設整備補助金の交付を受けた232事業主体の316事業所において、整備した非常用設備等の耐震性が確保されているかについて、事業主体に確認した。

その結果、7道府県及び26市区町から施設整備補助金の交付を受けた45事業主体が、55事業所において、平成30年度から令和2年度までの間に整備した非常用設備等(補助対象事業費計7億1909万円、国庫補助金等交付額計3億8426万円)について、事業主体が契約書や仕様書等において耐震性を確保することや耐震性が確保されていることが分かる資料の作成を請負会社に対して求めていなかったため、事業主体は非常用設備等の整備時に上記の資料の提出を受けていなかった。

このため、上記の55事業所において、施設整備補助金により整備した非常用設備等について、耐震性が確保されているか確認できない状況となっていた。これらの非常用設備等については、必要な耐震性が実際に確保されていない場合は、地震の際に有効に機能しないおそれがある。

前記のとおり、非常用設備等の耐震性を確保する必要性は交付要綱等において示されておらず、耐震性の確保のための基準としてどのような基準を用いるかは各事業主体に委ねられているが、国や地方公共団体等が実施する設備機器等の設置工事における技術上の指針として「建築設備耐震設計・施工指針」(以下「耐震設計指針」)が広く用いられており、また、検査の対象とした前記の354事業所のうち上記の55事業所を除いた大半の事業所においても、非常用設備等の耐震設計計算を行う際に耐震設計指針が用いられていた。そして、耐震設計指針によれば、設備機器は原則として地震の際に移動し又は転倒しないようにアンカーボルト等により鉄筋コンクリートの基礎等に固定することなどとされている。

そこで、上記の55事業所が整備した非常用設備等について、アンカーボルト等による固定の状況に着目し、耐震設計指針を参考にすることで検証を試みたところ、次のような状況となっていた。

(注1) 16都道府県 東京都、北海道、大阪府、千葉県、神奈川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、兵庫県、和歌山県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県

(注2) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付を受けて非常用設備等を整備した204事業主体のうち4事業主体は、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付を受けて非常用設備等を整備した60事業主体のうち4事業主体と重複している。

ア 非常用設備等がアンカーボルト等により鉄筋コンクリートの基礎に固定されていなかったもの(7事業所、国庫補助金等交付額計3264万円)

イ 非常用設備等がアンカーボルトにより固定されているが、耐震設計指針によればアンカーボルトに作用する引<sup>(注3)</sup>拔力が許容引<sup>(注3)</sup>拔力を上回るなどしていたもの(2事業所、国庫補助金等交付額計2494万円)

(注3) 引拔力・許容引拔力 「引拔力」とは、機器等に地震力が作用する場合に、ボルトを引き抜こうとする力が作用するが、このときのボルト1本当たり作用する力をいう。また、当該ボルトに作用することが許容される引拔力の上限を「許容引拔力」という。

ウ 非常用設備等がアンカーボルトにより固定されているが、使用されたアンカーボルトの強度が不明であるなどのため、耐震性が確保されているか確認できなかったもの(46事業所、国庫補助金等交付額計3億2667万円)

### 3 本院が要求する改善の処置

同省において、事業主体が施設整備補助金により整備する非常用設備等が地震による停電時等に有効に機能するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 都道府県等に対して、事業主体が施設整備補助金により整備する非常用設備等が地震時に転倒することなどがなく耐震性を確保する必要があることを周知するとともに、施設整備補助金の事前協議等に当たって、当該非常用設備等の耐震性の確保の必要性、及び耐震性が確保されていることが分かる資料を整備しておくことが必要であることを事業主体に周知するなど、耐震性が確保されているか確認するに当たっての留意点等を示すこと

イ 都道府県等に対して、非常用設備等の耐震性の確保に係る項目を加えた事前協議等に用いるチェックリスト等を示すことにより、地方厚生(支)局において都道府県等が確認した内容を基に審査できるようにすること